

稲城市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

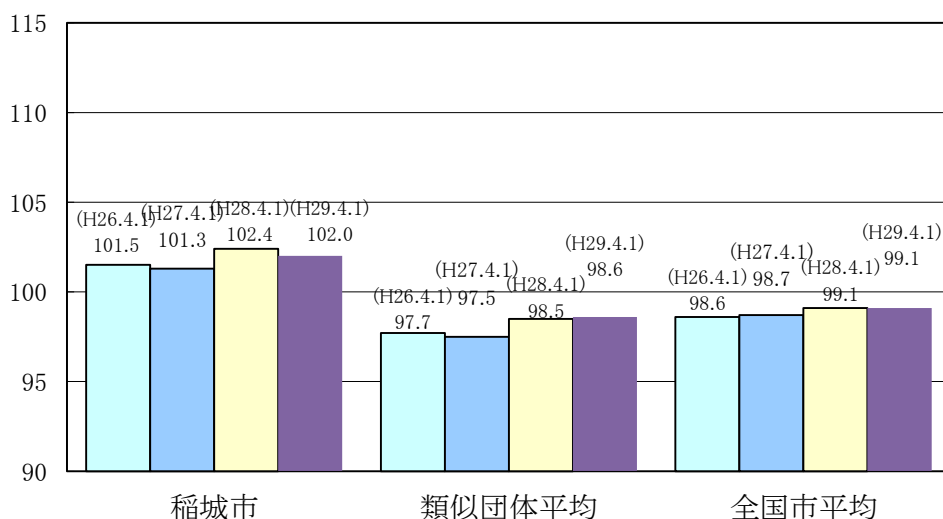
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	89,089	33,886,137	565,942	5,034,919	14.9%	14.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
28年度	515	1,828,720	708,467	895,343	3,432,530	6,665	6,193

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③東京都の給料表に準じているためラスパイレス指数が100を超えているものの、これまで国や東京都に合わせて給与改定を実施している。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組みとされている。

①給料表の見直し
 [実施] 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 東京都の給料改定に準拠し、市での民間給与水準を是正するため平成27年4月1日から給料月額の平均1.7%引下げを実施した。

②地域手当の見直し
 地域手当の支給割合は改定していない。
 (国基準15%に対し、稲城市においても15%を支給している)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
稲城市	40.0 歳	313,930 円	421,053 円	385,672 円
東京都	41.5 歳	314,841 円	445,081 円	396,007 円
国	43.6 歳	330,531 円	- 円	410,719 円
類似団体	41.4 歳	311,581 円	391,382 円	356,601 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
稲城市	55.2 歳	18 人	313,467 円	381,782 円	368,153 円	—	—	—	—
うち用務員	58.4 歳	8 人	288,363 円	351,915 円	335,570 円	用務員	55.1	207,300 円	1.70
うち学校給食員	52.3 歳	6 人	339,717 円	413,858 円	404,762 円	調理士	40.6	301,300 円	1.37
東京都	49.3 歳	1,453 人	293,011 円	395,511 円	363,901 円	—	—	—	—
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	- 円	328,360 円	—	—	—	—
類似団体	50.3 歳	26 人	325,366 円	377,924 円	358,180 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
稲城市	—	—	—
うち用務員	5,874,371 円	2,818,600 円	2.08
うち学校給食員	6,858,873 円	4,076,400 円	1.68

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成26～28年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	稲 城 市	東 京 都	国	
一般行政職	大 学 卒	182,700 円	182,700 円	178,200 円
	高 校 卒	144,600 円	144,600 円	146,100 円
技能労務職	高 校 卒	142,000 円	142,000 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	273,492 円	374,263 円	364,127 円	393,900 円
	高 校 卒	- 円	- 円	409,375 円	374,550 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

※ 「-」は該当する職員・近似層の職員が3人以下の場合。

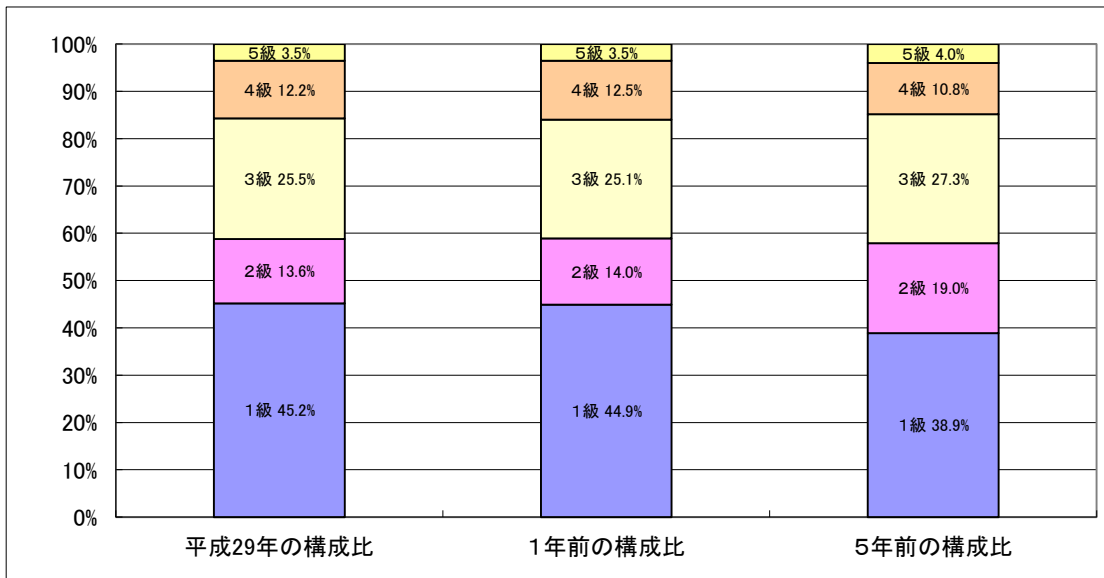
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	部長	12人	3.5%	492,200円	508,900円
4 級	統括課長・課長・主幹	42人	12.2%	284,000円	455,000円
3 級	係長	88人	25.5%	224,800円	415,100円
2 級	副係長	47人	13.6%	198,500円	362,500円
1 級	主事	156人	45.2%	140,300円	324,300円

(注) 1 稲城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1 平成25年に7級制から6級制に変更している。(旧給料表の6級及び5級をそれぞれ統合)

2 平成27年に6級制から5級制に変更している。(旧給料表の4級及び5級をそれぞれ統合)

3 表中の1年前及び5年前の構成比は、比較が容易なように平成29年の構成である5級制に置き換えている

(2) 昇給への人事評価の活用状況(稲城市)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期		平成30年度		平成30年度	

※平成29年1月1日～平成30年3月31日の人事評価を平成30年7月1日付の昇給にて活用します。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

稲 城 市	東 京 都	国
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,537 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,810 千円	— —
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(稲城市)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期	平成30年度		平成30年度	

※平成29年1月1日～平成30年3月31日の人事評価を平成30年6月・12月の勤勉手当の成績率に活用します。

(2) 退職手当(29年4月1日現在)

稲 城 市	国
(支給率) 自己都合 23.5 月分 応募認定・定年 23.5 月分	(支給率) 自己都合 20.445 月分 応募認定・定年 25.55625 月分
勤続20年 23.5 月分 勤続25年 31.5 月分 勤続35年 45 月分 最高限度額 45 月分	勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～10%加算) 消防職員加算	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)
1人当たり平均支給額 6,444 千円 23,343 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		507,731 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		563 千円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
稲城市	902 人	15 %	15 %
地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数)		102.0	

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。

(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)	258,275 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	644,078 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)	43.8 %
手当の種類(手当数)	26

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
社会福祉主事手当	生活福祉課職員	生活保護の実施に係る訪問及び申請時の面接相談を行ったとき	129 千円	日額200円
行路病人救護手当		行路病人の救護に従事したとき	0 千円	日額1,000円
行路死亡人等取扱手当		行路死亡人その他死体の取扱いに従事したとき	9 千円	日額3,000円
下水管渠調査手当	下水道課職員	公共下水道管内の作業に従事したとき	0 千円	日額500円
機関手当	消防本部職員	消防機関の運転や整備に従事したとき	686 千円	1当務150～300円
出場手当		水火災等に出場したとき	535 千円	1回100～300円
救急手当		救急事故に出場したとき	3,114 千円	1回100～510円
梯子車専従手当		梯子車の操作登はんに従事したとき	0 千円	日額360円
深夜特殊勤務手当		交替制勤務者が深夜に2時間以上勤務したとき	197 千円	1当務170円
火災調査手当		火災の調査等に従事したとき	12 千円	日額100円
救出救助専従手当		救出救助現場に出場したとき	29 千円	1回100～500円
夜間看護手当		看護師等が深夜の看護等の業務に従事したとき	100,327 千円	1勤務(4時間未満)7,300円 1勤務(4時間以上)7,800円
往診手当		医師が往診したとき	3,484 千円	勤務時間内 往診点数の50% 勤務時間外 往診点数の70%
手術手当	術者(手術室において手術に携わった医師) 助手(手術室において手術に携わった医師) 麻酔科医師が手術において麻酔を行ったとき 補助手(手術室において手術に携わった看護師等)	29,216 千円	手術点数の5% 手術点数の1.7% 手術点数の1.0% 手術点数の1.3%	
救急患者対応手当	医師が救急車搬送患者を診療したとき 医師が救急車搬送以外の患者を診療したとき	11,576 千円	1患者3,000円 1患者2,000円	
入院受入医師手当	医師が正規の勤務時間内に入院する患者を受け持ったとき 医師が正規の勤務時間以外に入院する患者を受け持ったとき	17,576 千円	1患者2,500円 1患者4,000円	
危険手当	市立病院に勤務する職員のうち行(1)、行(2)給料表適用者並びに栄養科医(2)給料表適用者を除くもの	7,765 千円	月額2,300円	
死体処置手当	死体処置に従事したとき	78 千円	1体170円	
分娩手当	市立病院職員	単胎の場合(医師が正常分娩を担当)	1,087 千円	分娩介助料の5%
		双胎以上の場合(医師が正常分娩を担当)	0 千円	分娩介助料の7.5%
		単胎の場合(助産師が正常分娩を担当)	2,090 千円	分娩介助料の4%
		双胎以上の場合(助産師が正常分娩を担当)	0 千円	分娩介助料の6%
被曝手当	放射線科に勤務する医師 放射線科に勤務する医師以外の技術職員	1,437 千円	月額80,000円 月額3,000円	
解剖手当	解剖に従事した医師及び医師以外の職員	1 千円	1体570円	
夜間勤務者調整手当	夜間において勤務する看護師等	6,359 千円	月額4,500円	
年末年始勤務手当	年末年始において正規の勤務時間を割り振られかつ勤務した者	964 千円	日額(12/29～30)2,200円 日額(12/31～1/3)2,500円	
緊急出勤手当	診療のため正規の勤務時間以外に緊急登院した者	2,076 千円	1回(医師の管理職)4,500円 1回(上記以外の者)1,550円	
拘束手当	手術室に勤務する看護師等のうち勤務時間以外に緊急登院する当番となっている者	3,122 千円	1単位(12/29～1/3)3,000円 1単位(上記以外の日)2,000円	
医師手当	院長 副院長 診療部長 診療科部長 医長 医員	63,314 千円	月額400,000円 月額200,000円 月額150,000円 月額104,000円 月額87,000円 月額82,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	276,562 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	343 千円
支給実績（平成27年度決算）	279,693 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	364 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給。ただし、行(1)・医(2)・医(3)・消防の5級、医(1)の3級の職員には支給しない。</p> <p>【支給額】 (1)配偶者 10,000円(課長級は8,000円) (2)子 7,500円※ (3)配偶者がいない子 10,000円※ (4)父母等 6,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算 4,000円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給単価</p> <p>【国】 (1)配偶者 10,000円 (2)子 8,000円※ (3)配偶者がいない子 10,000円※ (4)父母等 6,500円(配偶者及び子がいな場合は9,000円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算 5,000円</p>	66,222 千円	205,021 円
住居手当	<p>【内容】 当該年度末35歳未満で、自ら居住するため住宅・貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等(管理職除く。)</p> <p>【支給額】 15,000円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給対象区分、支給単価</p> <p>【国】 借家・借間 支給限度額 27,000円</p>	25,031 千円	158,425 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額 (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた月額 1,000～13,000円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額</p>	異なる	<p>交通用具使用者の支給額</p> <p>【国】 2,000～31,600円</p>	64,185 千円	83,033 円
休日勤務手当	<p>【内容】 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給(管理職除く)</p> <p>【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額 ×135/100</p>	同じ		36,573 千円	435,399 円
夜間勤務手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給(管理職除く)</p> <p>【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額 ×25/100</p>	同じ		28,981 千円	125,459 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1)12月29日から翌年の1月3日までの日から始まる宿日直 市立病院以外の職員 1勤務 15,000円 市立病院の医師 1勤務 45,000円 市立病院の医師以外 1勤務 21,000円 (2)上記(1)以外の場合 市立病院以外の職員 1勤務 12,000円 市立病院の医師 1勤務 30,000円 市立病院の医師以外 1勤務 14,000円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給単価</p> <p>【国】 (1)一般の宿日直 4,200円 (2)特別の宿日直 5,100～7,200円 (3)医師当直 20,000円 (4)常直 21,000円 ※5時間未満は1/2の額</p>	51,366 千円	583,705 円

管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 (1)部長級 101,700 (2)統括課長級 85,900 (3)課長級 73,400 (4)主幹級 57,600</p>	異なる	<p>支給対象者、支給額</p> <p>【国】 46,300～146,400円</p>	97,925 千円	1,020,053 円
初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される以下の職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)医療職給料表(3)の適用を受ける免許を取得した日の属する年度 月額12,000円 (2)上記終了した日の翌日から1年間 月額 6,000円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給対象区分、支給期間</p> <p>【国】 (1)医師・歯科医師 ①離島・へき地 56,600～413,800円 ②人口が少ない市町村 53,800～368,000円 ③地域手当5級地以下 48,500～308,000円 ④地域手当4級地 38,300～250,600円 ⑤地域手当1～3級地 27,100～184,300円 (2)医系教官 17,200～50,600円 (3)研究者等 20,000～100,000円 ※(1)及び(2)は採用から35年間 (3)は採用から10年間支給</p>	2,016 千円	100,800 円
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 ①管理職が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合 ②災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前0時～午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給額】 ①の場合 部長級 12,000円 統括課長級 11,000円 課長級 10,000円 主幹級 9,000円 ※6時間を超える分は150/100 ②の場合 部長級 6,000円 統括課長級 5,000円 課長級 4,000円 主幹級 3,000円</p>	異なる	<p>支給単価</p> <p>【国】 (1)6,000円～18,000円 (勤務時間が6時間超の場合は、9,000円～27,000円) (2)3,000円～6,000円</p>	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
報 酬	市 長	854,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 465,000 円	
	副 市 長	740,000 円	885,000 円 / 602,300 円	
	議 長	498,000 円	990,000 円 / 357,000 円	
	副 議 長	454,000 円	653,000 円 / 294,000 円	
	議 員	424,000 円	591,000 円 / 266,000 円	
期 末 手 当	市 長	(平成28年度支給割合)		
	副 市 長	4.2	月分	
	議 長	(平成28年度支給割合)		
	副 議 長	4.5	月分	
	議 員			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職年数×400/100	13,664,000 円	任期ごと
		給料月額×在職年数×300/100	8,880,000 円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「稲城市特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。
2 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

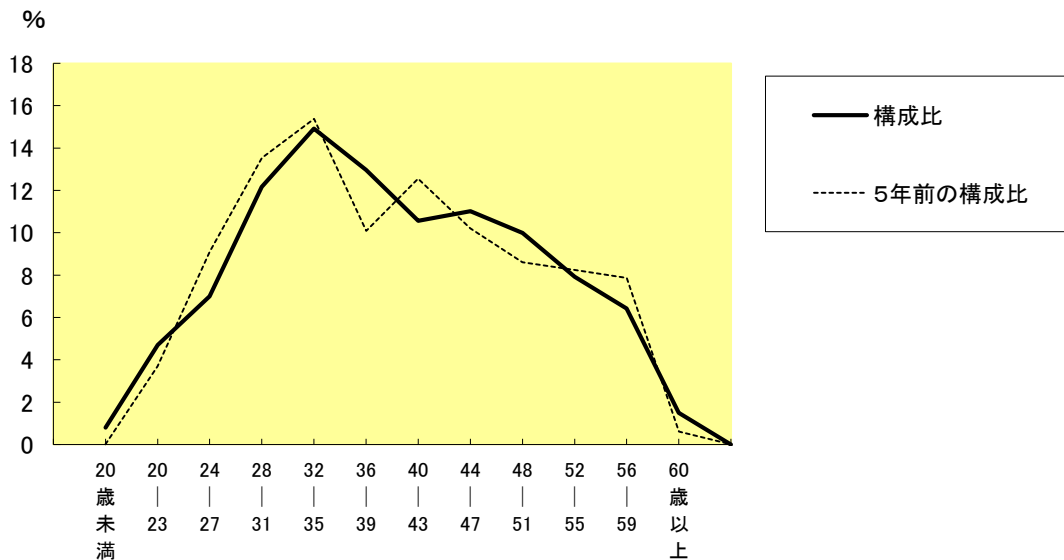
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	議 務・企 画	7	7	0	退職不補充、再任用短時間職員の採用など
	総 務	87	87	0	
	税 務	35	35	0	
	一 般 行 政 部 門	125	120	△ 5	
	民 生	25	25	0	
	衛 生	0	0	0	
	農 林 水 産	5	5	0	
商 工 業	6	6	0		
	土 木	61	61	0	
	計	351	346	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 38.84 人 類似団体の人口1万人あたり職員数 48.84 人
	教育部門	61	62	1	消防出張所増設のための補充など
	消防部門	103	110	7	
	小 計	515	518	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.14 人 類似団体の人口1万人あたり職員数 62.78 人
公営企業等部門	病 院	319	323	4	病院公営企業化担当・健診センター医師の増、看護師の欠員補充
	下 水 道	11	11	0	
	そ の 他	19	19	0	
	小 計	349	353	4	
	合 計	864	871	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.77 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、休職者等を含み、教育長、再任用短時間勤務職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7人	41人	61人	106人	130人	113人	92人	96人	87人	69人	56人	13人	871人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	336	333	348	343	351	346	10 (+3.0%)
教 育	65	66	63	62	61	62	-3 (-4.6%)
消 防	86	92	89	98	103	110	24 (+27.9%)
普通会計	487	491	500	503	515	518	31 (+6.4%)
公営企業等会計	326	326	322	330	349	353	27 (+8.3%)
計	813	817	822	833	864	871	58 (+7.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数